

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の検討について

検討すべき事項	生産情報公表牛肉・豚肉・農産物のJAS規格等	検討の方向 (案)
<p>1. 規格の適用の範囲 (定義)</p>	<p>(既存のJAS規格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産情報公表牛肉の日本農林規格」 ・「生産情報公表豚肉の日本農林規格」 ・「生産情報公表農産物の日本農林規格」 <p>生産情報公表JASの日本農林規格(牛肉、豚肉、農産物)においては、牛肉、豚肉及び農産物の定義及び適用の範囲を明確に定めていないが、農産物の場合、具体的には、野菜、果実、米穀、雑穀、豆類が対象となる。</p>	<p>【想定される適用の範囲】</p> <p>(養殖の定義) 水産物品質表示基準第2条に定められている養殖の定義(「幼魚等を重量の間、給餌することにより育成することをいう。」)と同じとする。</p> <p>(対象魚の範囲) 生鮮食品品質表示基準別表に定める水産物(1)魚類をJAS規格の対象とする。</p> <p>(1)魚類 淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類</p> <p><対象外> (2)貝類 しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もどがい類、はまぐり・あわび類、ばかがい類、あわび類、ざえ類、その他の貝類</p> <p>(3)水産動物類 いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の水産動物類</p> <p>(4)海産ほ乳動物類 いるか、その他の海産ほ乳動物類</p> <p>(5)海藻類 こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天草類、その他の海藻類</p>

1-2

検討すべき事項	生産情報公表牛肉・豚肉・農産物のJAS規格等	検討の方向 (案)
2. 生産情報の公表 単位 (識別番号)	生産情報公表牛肉・豚肉の日本農林規格 ○ 「生産情報公表牛肉の日本農林規格」 ・ 耳標による個体識別管理 個体識別番号 ・ 流通段階で牛肉が混ざる場合 (20頭以内) 荷口番号 ○ 「生産情報公表豚肉の日本農林規格」 ・ 耳標等による個体識別管理 個体識別番号 ・ 豚房 (30頭以内) 単位での管理 豚群識別番号 ・ 流通段階で豚肉が混ざる場合 (同一生産行程 管理者の30頭以内) 荷口番号 ○ 「生産情報公表農産物の日本農林規格」 「ほ場単位」、「品種単位」、「同一の農薬、肥 料情報単位」、「生産基準」などの場合 農産物識別番号	【想定される単位(識別番号)】 ○ 単一の生産情報とすることができる単位 ・ 生け簀単位をイメージ
3. 公表される生産 情報	「生産情報公表牛肉・豚肉の日本農林規格」 ① 出生の年月日 ② 雌雄の別 (牛肉のみ) ③ 管理者 (牛、豚の所有者その他牛を管理する 者をいう。以下同じ。) の氏名又は名称及び住 所並びにその管理の開始年月日 ④ 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養 施設における飼養の開始年月日 ⑤ とさつの年月日 ⑥ 牛の種別 (牛肉のみ) ⑦ 牛の管理者の連絡先 ⑧ 牛と畜場の氏名又は名称及び連絡先並びに当該 牛がとつた飼料の名称 ⑨ 管理者が給餌した飼料の名称	【想定される公表生産情報 (案)】 1. 事業者に関する情報 (認定生産行程管理者の情報 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 又は名称及び住所) (例) 氏名 農林太郎 住所 【〇県〇市〇町】 連絡先 【電話番号】 ② 養殖場の所在地 (例) 養殖場の所在地 【〇県〇市〇町〇〇沖】

検討すべき事項

生産情報公表牛肉・豚肉・農産物のJAS規格等

- ⑩ 管理者が飼養した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- 「生産情報公表農産物の日本農林規格」
- ① 生産者の氏名又は名称及び連絡先
 - ② 生産場の所在地
 - ③ 収穫期間
 - ④ 生産者が使用した農薬の用途別分類、種類及び使用回数（使用回数は最多・最小）
 - ⑤ 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（使用回数は最多・最小）
 - ⑥ 生産者が施用した肥料の種類及び施用量（施用量は最多・最小）
 - ⑦ 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（施用量は最多・最小）
 - ⑧ 生産者使用又は施用した、④から⑦までの生産資材以外のものの名称及び使用又は施用目的

検討の方向（案）

2. 養殖魚に関する情報
① 養殖を開始した年月日
(例) 養殖開始年月日 【平成〇〇年〇〇月〇〇日】

② 水揚げ日（出荷時のみ）
(例) 水揚げ日 【平成〇〇年〇〇月〇〇日】

③ 種苗の種類
(例) 種苗の種類 【人工種苗】又は【天然種苗】

※天然種苗の場合、以下の情報も公表する。

④ 漁獲日
(例) 漁獲日 【平成〇〇年〇〇月〇〇日
～〇〇月〇〇日】

⑤ 漁獲場所
(例) 漁獲場所 【〇〇〇】

3. 生産に関する情報

① 養殖魚に使用した薬品の名称（有効成分名）及び薬効別分類
(例) 使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類 【イリドウイルス感染症不活性ワクチン（ワクチン）
オキシソリン酸（抗菌・抗生物質）】

② 養殖魚に給餌した飼料の名称
(例) 給餌した飼料の名称 【マイワシ、サバ、商品名】

【生産情報公表牛肉・豚肉の日本農林規格】

動物用医薬品の公表情報

「薬効別分類及び名称」
合成抗菌剤（ジメトキシシン注）
抗生物質（テラマイシン LA 注射液）等

「給餌した飼料の名称」
牧草、ふすま、大豆油かす
〇〇くみあい配合飼料

検討すべき事項	生産情報公表牛肉・豚肉・農産物のJAS規格等	検査の方向 (案)
		<p>【その他必要な情報があるか】</p> <p>○使用した漁網防汚剤の名称 (例) 漁網防汚剤 【商品名】</p> <p>※公表すべき生産情報については、複数の事業者を經由して飼養される場合、事業者ごとの情報をすべて公表する必要がある。</p>

生産情報公表養殖魚の J A S 規格における生産情報の公表項目（案）

1. 事業者に関する情報

- ①事業者の名称、住所及び連絡先
- ②養殖場の所在地

2. 個体等に関する情報

- ①養殖を開始した年月日
- ②水揚げ日
- ③種苗の種類
- ④漁獲日（天然種苗の場合のみ）
- ⑤漁獲場所（天然種苗の場合のみ）

3. 生産に関する情報

- ①養殖魚に使用した薬品の名称及び薬効別分類
- ②養殖魚に給餌した飼料の名称
- ③使用した漁網防汚剤の名称

※ 上記 1～3 の情報については、複数の事業者を経由して飼養される場合、事業者ごとの情報をすべて公表する必要がある。

生産情報公表JAS規格における生産情報の公表項目・対比表

1 事業者に関する情報

牛 肉	豚 肉	農 産 物	養 殖 魚
管理者の氏名、住所、連絡先	管理者の氏名、住所、連絡先	生産者の氏名、住所、連絡先	事業者の氏名、住所、連絡先
管理の開始年月日	管理の開始年月日	ほ場等の所在地	養殖場の所在地
飼養施設の所在地	飼養施設の所在地		
と畜者の氏名、連絡先	と畜者の氏名、連絡先		
と畜場の名称、所在地	と畜場の名称、所在地		

2 個体等に関する情報

牛 肉	豚 肉	農 産 物	養 殖 魚
飼養施設における飼養の開始年月日	飼養施設における飼養の開始年月日		養殖場における養殖の開始年月日
出生年月日	出生年月日	収穫期間	水揚げ日
雌雄の別			種苗の種類
種別			・漁獲日(天然種苗の場合)
とさつの年月日	とさつの年月日		・漁獲場所(天然種苗の場合)

2-6

3 生産に関する情報

牛 肉	豚 肉	農 産 物	養 殖 魚
使用した動物用医薬品の名称、薬効別分類	使用した動物用医薬品の名称、薬効別分類	使用した農薬及び特定農薬の種類、用途別分類、使用回数	使用した水産用医薬品の名称、薬効別分類
給餌した飼料の名称	給餌した飼料の名称	施用した肥料及び土壌改良資材の種類、施用量	給餌した飼料の名称
		上記以外の生産資材の名称、目的	漁網防汚剤の名称

※上記の生産情報に加えて化学合成農薬及び化学肥料削減割合を公表することができる。

生産情報公表養殖魚の各段階における公表すべき生産情報について

<人工種苗>

種苗業者

・生産者の氏名、住所、連絡先
 ・養殖場の所在地
 ・養殖開始年月日
 ・水産用医薬品の名称、薬効別分類
 ・飼料の名称
 ・漁網防汚剤の種類

<天然種苗>

種苗業者

・漁獲日
 ・漁獲場所

・生産者の氏名、住所、連絡先
 ・養殖場の所在地
 ・養殖開始年月日
 ・水産用医薬品の名称、薬効別分類
 ・飼料の名称
 ・漁網防汚剤の種類

養殖業者②

・生産者の氏名、住所、連絡先
 ・養殖場の所在地
 ・養殖開始年月日
 ・水産用医薬品の名称、薬効別分類
 ・飼料の名称
 ・漁網防汚剤の種類

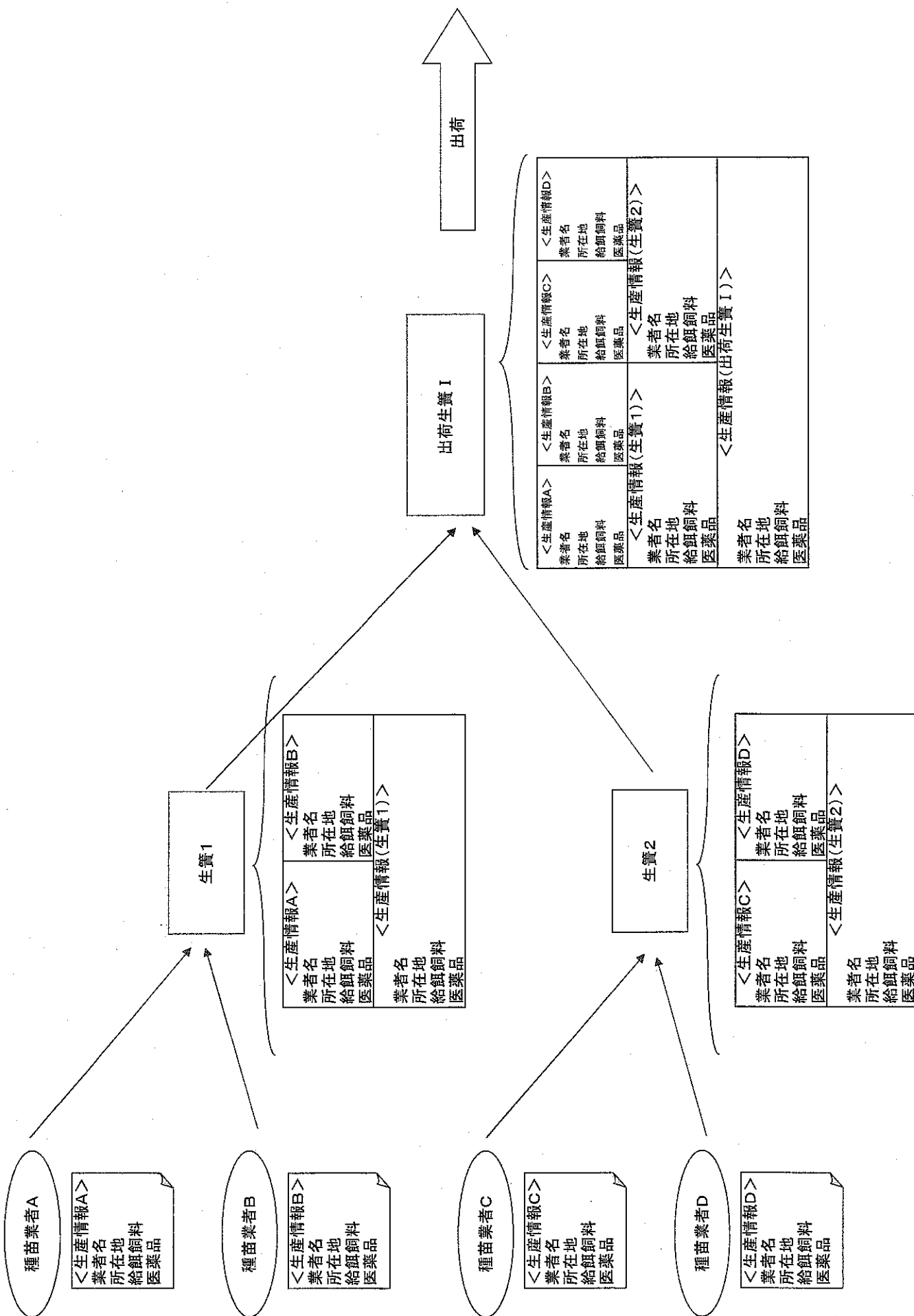
+

・水揚げ日

出荷

上記の生産情報を全て公表

生産情報公表養殖魚の識別単位のイメージ図



生産情報公表養殖魚の J A S 規格における公表情報の例

○人工種苗の場合

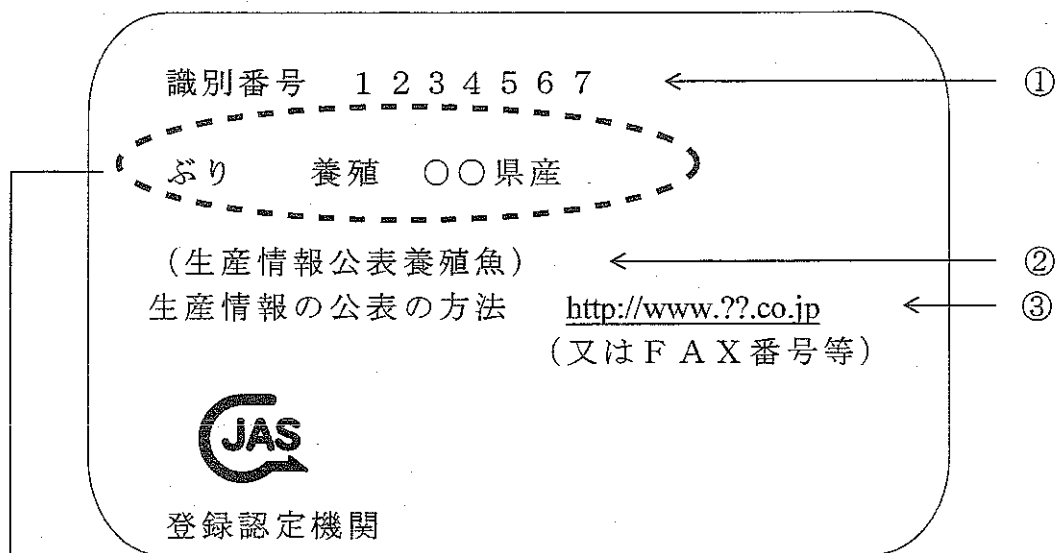
識別番号	1 2 3 4 5 6 7	
事業者の氏名及び住所	○○事業者 ○○県○○市○○	
事業者の連絡先	電話番号	
養殖場の所在地	○○県○○市○○	
養殖を開始した年月日	平成□年□月□日	
水揚げ日	平成○年○月○日	
使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類	オキソリン酸（抗菌・抗生物質）	
給餌した飼料の名称	サバ	
漁網防汚剤の名称	○▲○	
移動履歴情報	生産者の氏名及び住所	△△業者 △△県△△市△△
	生産者の連絡先	電話番号
	養殖場の所在地	△△県△△市△△
	養殖を開始した年月日	平成□年○月□日
	① 種苗の種類	人工種苗
	使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類	○○（▲▲）
	給餌した飼料の名称	○○
	漁網防汚剤の名称	○○
	生産者の氏名及び住所	□□業者 □□県□□市□□
	生産者の連絡先	電話番号
	養殖場の所在地	□□県□□市□□
	② 養殖を開始した年月日	平成□年○月○日
	使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類	○○（▲▲）
	給餌した飼料の名称	○○
漁網防汚剤の名称	○○	

○天然種苗の場合

識別番号	1 2 3 4 5 6 7			
事業者の氏名及び住所	○○事業者 ○○県○○市○○			
事業者の連絡先	電話番号			
養殖場の所在地	○○県○○市○○			
養殖を開始した年月日	平成□年□月□日			
水揚げ日	平成○年○月○日			
使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類	オキソリン酸（抗菌・抗生物質）			
給餌した飼料の名称	サバ			
漁網防汚剤の名称	○▲○			
移動履歴情報	①	生産者の氏名及び住所	△△業者 △△県△△市△△	
		生産者の連絡先	電話番号	
		養殖場の所在地	△△県△△市△△	
		養殖を開始した年月日	平成□年○月□日	
		種苗の種類	天然種苗	
		漁獲日	平成▲年▲月▲日～▲月▲日	
		漁獲場所	○○	
		使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類	○○（▲▲）	
		給餌した飼料の名称	○○	
		漁網防汚剤の名称	○○	
		②	生産者の氏名及び住所	□□業者 □□県□□市□□
			生産者の連絡先	電話番号
			養殖場の所在地	□□県□□市□□
			養殖を開始した年月日	平成□年○月○日
		使用した水産用医薬品の名称及び薬効別分類	○○（▲▲）	
		給餌した飼料の名称	○○	
		漁網防汚剤の名称	○○	

生産情報公表養殖魚の J A S 規格における表示事項 (案)

○表示例 (容器もしくは包装の見やすい箇所)



生鮮食品品質表示基準で定める表示事項

- ・ 名称
- ・ 原産地

水産物品質表示基準で定める表示事項

- ・ 養殖された旨

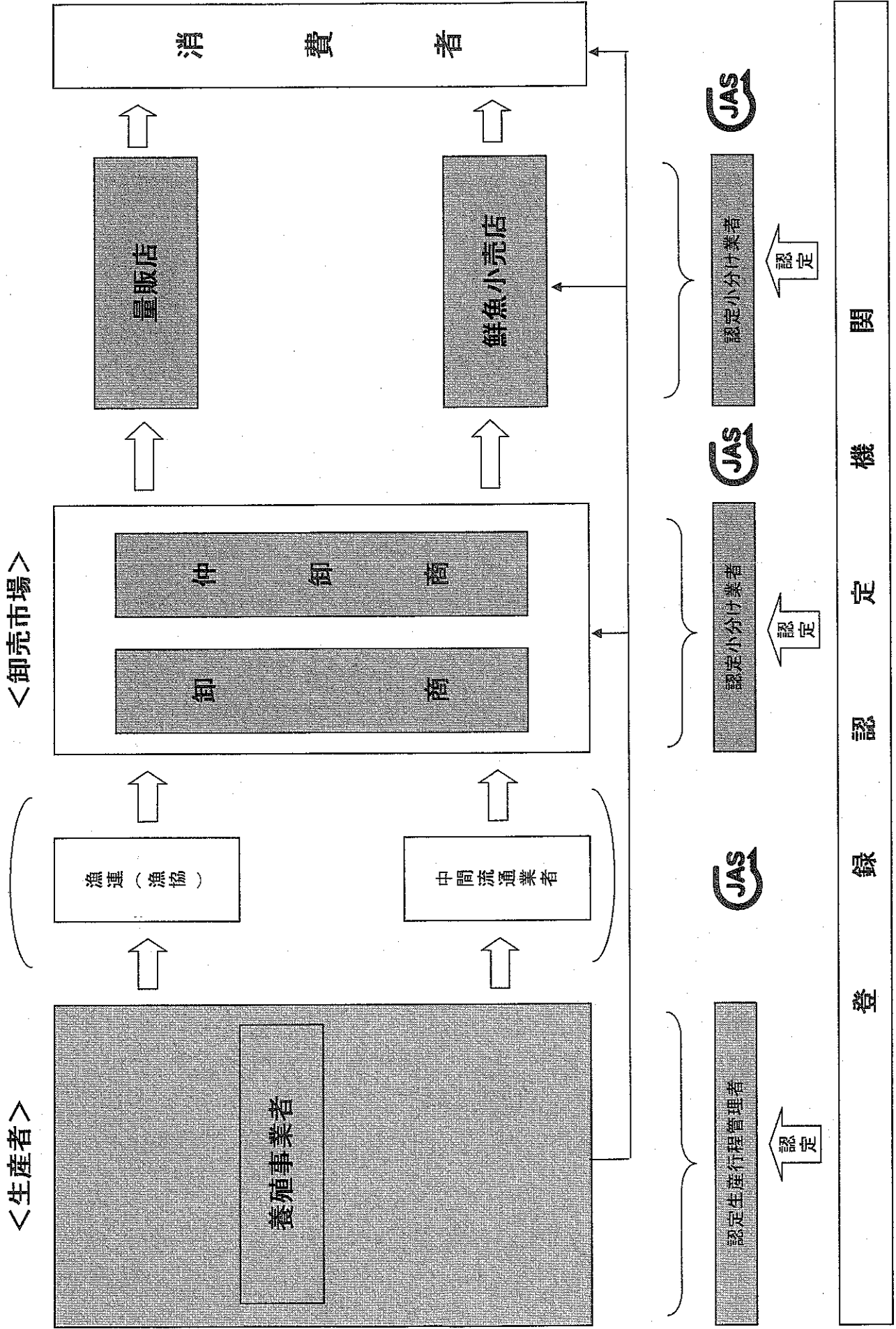
+

J A S 規格に適合した養殖魚の表示事項

- ① 識別番号：識別するための番号又は記号
- ② 生産情報公表養殖魚：名称に近接した箇所に表示
- ③ 生産情報の公表の方法
：生産情報を入手するために必要な連絡先（ホームページアドレス、F A X 番号など）
なお、生産情報が店頭表示されている場合は、省略することができる。
- ④ 生産情報公表 J A S マーク

(参考1)

生産情報公表養殖魚のJAS規格の認証の仕組み

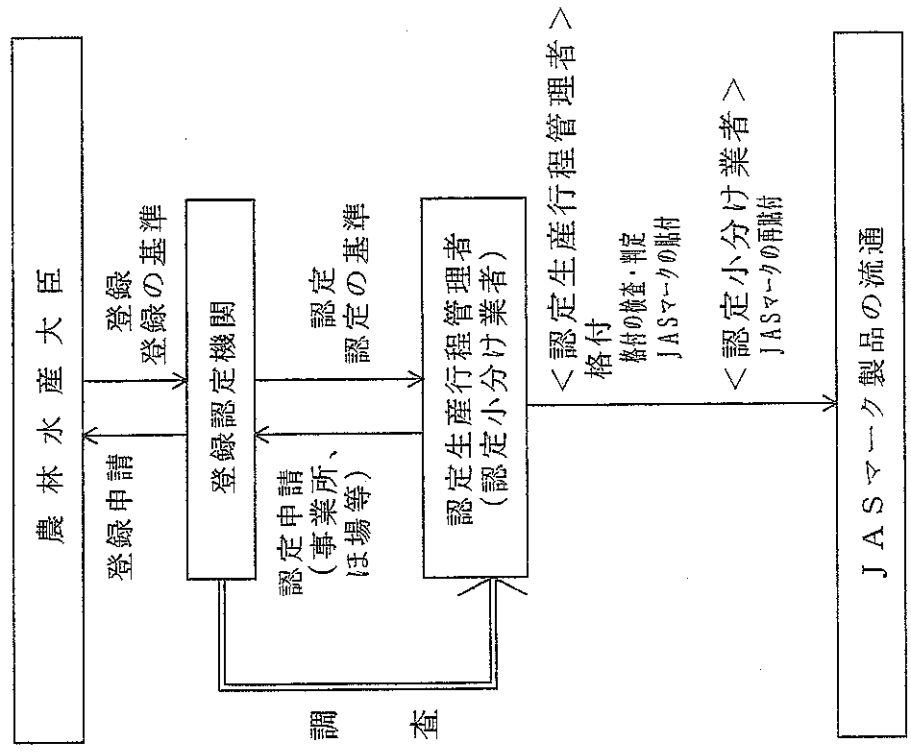


生産情報公表JAS規格の概要について

(2) 生産情報公表 JAS規格制度の仕組み

- ① 登録認定機関の登録
農林水産大臣は、申請を受け、JAS法に定められた基準に基づいて審査を行い、登録認定機関として登録する。
- ② 生産行程管理者の認定
登録認定機関は、生産者などの技術的基準に基づいて審査を行い、認定する。その食品がJAS規格に適合しているか、検査を行う。検査を付して販売に適合し、検査を付して販売する。
- ③ 小分け業者の認定
登録認定機関は、販売業者などから認定の申請を受け、小分け業者の認定の申請に基づいて審査を行い、認定する。小分け業者が、JAS規格に適合し、検査を付して販売する。小分け業者が、JAS規格に適合し、検査を付して販売する。
- ④ 認定生産行程管理者等の調査
登録認定機関は、認定を行った生産者や販売業者が生産工程に基づいて公表した規格に基

【生産情報公表 JAS規格制度の仕組み (主要な流れ)】



3 生産情報公表牛肉のJAS規格について

(1) 規格の内容

生産情報公表牛肉のJAS規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法及び表示の基準を規定している。

① 生産の方法の基準

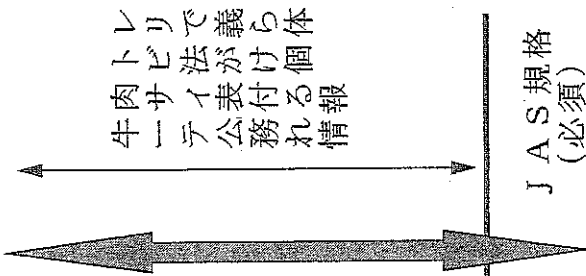
牛肉の生産情報を一頭ごとと正確に記録・保管し、事実在即して、一頭ごと又は20頭以内の荷口ごとに公表する。

【生産情報公表牛肉のJAS規格で公表される生産情報】

出生の年月日
雌雄の別
管理者の氏名又は名称
管理者の住所
管理の開始の年月日
牛の飼養のための施設の所在地
飼養の開始の年月日
とさつの年月日
牛の種別
牛の管理者の連絡先
と畜者の氏名又は名称
と畜者の連絡先
と畜場の名称
と畜場の所在地
管理者が給餌した飼料の名称
管理者が使用した動物用医薬品の
の薬効別分類及び名称

※※※※

※※※

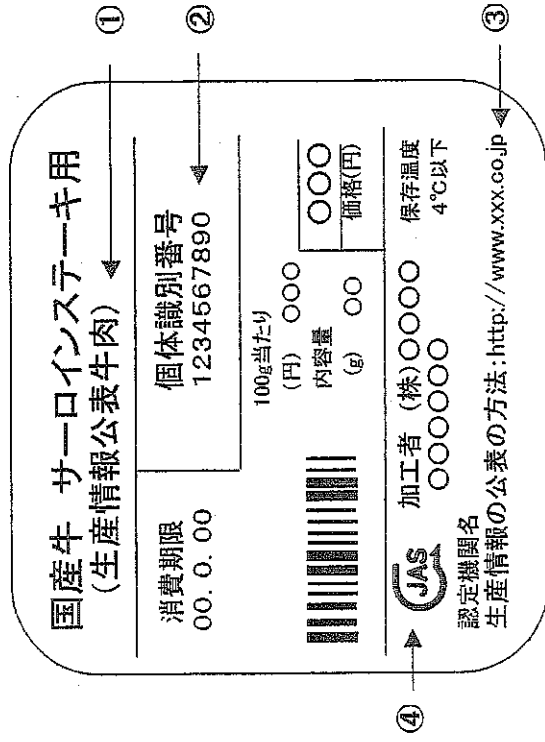


(注) ※の事項について、「牛肉トレーサビリティ法」(「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」)では、本人が同意した場合は公表されず。

② 表示の基準

「生産情報公表牛肉」という名称、及び生産情報の公表の方法(フアックス番号、ホームページアドレス等、生産情報を入力するために必要な連絡先)を容器包装等に表示していること。

【生産情報公表牛肉の表示例】



※ 生産情報公表牛肉については、JAS法及びその他の法令等に定められている表示事項を表示するとともに、

- ① 名称 (生産情報公表牛肉)
- ② 個体識別番号 (個体識別情報、荷口番号)
- ③ 生産情報の公表の方法
- ④ 生産情報公表JASマークを表示しなければなりません。

4. 生産情報公表豚肉のJAS規格について

【生産情報公表豚肉と牛肉の比較】

(1) 規格の内容

生産情報公表豚肉のJAS規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法及び表示の基準を規定している。

- ① 生産の方法の基準
豚肉の生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとと正確に記録・保管し、事実即して、一頭ごとと、一豚群ごとと又は同一の認定生産行程管理者の30頭以内の荷口ごととに公表する。
- ② 表示の基準
「生産情報公表豚肉」という名称、及び生産情報の公表の方法（アクセス番号、ホームページアドレス等、生産情報を入力するたために必要な連絡先）を容器包装等に表示していること。

(2) 生産情報公表豚肉のJAS規格と生産情報公表牛肉のJAS規格の違い

生産情報公表豚肉のJAS規格と生産情報公表牛肉のJAS規格は、基本的に同じ内容となっているが、主な相違点は次のとおり。

- ① 生産情報公表豚肉の「雌雄の別」及び「豚の種別」については、生産情報公表牛肉と異なり、生産情報の必須情報としないこととなった。
- ② 生産情報公表豚肉の識別管理については、生産情報公表牛肉で定められている個体識別番号による管理だけでなく、豚の飼養実態を踏まえ、管理可能な群で管理する豚群識別番号による識別管理も可能である。

識別情報	生産情報公表豚肉 ・ 個体識別番号 ・ 荷口番号 ・ 豚群識別番号	生産情報公表牛肉 ・ 個体識別番号 ・ 荷口番号
荷口化可能頭数	・ 同一の認定生産行程管理者の30頭以内	・ 20頭以内
生産情報	(1) 出生の年月日 (2) 管理者の氏名及び住所並びに開始の日 (3) 豚の飼養の施設及び開始の日 (4) とさつの年月日 (5) 豚の飼養の施設及び開始の日 (6) 豚の飼養の施設及び開始の日 (7) 豚の飼養の施設及び開始の日 (8) とさつの年月日	(1) 出生の年月日 (2) 雌雄の別 (3) 管理者の氏名及び住所並びに開始の日 (4) 牛の飼養の施設及び開始の日 (5) とさつの年月日 (6) 牛の種別 (7) 牛の管理者の連絡先 (8) 牛の管理者の氏名並びに住所及び開始の日 (9) 牛の飼養の施設及び開始の日 (10) 牛の飼養の施設及び開始の日 (11) 牛の飼養の施設及び開始の日 (12) 牛の飼養の施設及び開始の日 (13) 牛の飼養の施設及び開始の日 (14) 牛の飼養の施設及び開始の日 (15) 牛の飼養の施設及び開始の日 (16) 牛の飼養の施設及び開始の日 (17) 牛の飼養の施設及び開始の日 (18) 牛の飼養の施設及び開始の日 (19) 牛の飼養の施設及び開始の日 (20) 牛の飼養の施設及び開始の日 (21) 牛の飼養の施設及び開始の日 (22) 牛の飼養の施設及び開始の日 (23) 牛の飼養の施設及び開始の日 (24) 牛の飼養の施設及び開始の日 (25) 牛の飼養の施設及び開始の日 (26) 牛の飼養の施設及び開始の日 (27) 牛の飼養の施設及び開始の日 (28) 牛の飼養の施設及び開始の日 (29) 牛の飼養の施設及び開始の日 (30) 牛の飼養の施設及び開始の日 (31) 牛の飼養の施設及び開始の日 (32) 牛の飼養の施設及び開始の日 (33) 牛の飼養の施設及び開始の日 (34) 牛の飼養の施設及び開始の日 (35) 牛の飼養の施設及び開始の日 (36) 牛の飼養の施設及び開始の日 (37) 牛の飼養の施設及び開始の日 (38) 牛の飼養の施設及び開始の日 (39) 牛の飼養の施設及び開始の日 (40) 牛の飼養の施設及び開始の日 (41) 牛の飼養の施設及び開始の日 (42) 牛の飼養の施設及び開始の日 (43) 牛の飼養の施設及び開始の日 (44) 牛の飼養の施設及び開始の日 (45) 牛の飼養の施設及び開始の日 (46) 牛の飼養の施設及び開始の日 (47) 牛の飼養の施設及び開始の日 (48) 牛の飼養の施設及び開始の日 (49) 牛の飼養の施設及び開始の日 (50) 牛の飼養の施設及び開始の日 (51) 牛の飼養の施設及び開始の日 (52) 牛の飼養の施設及び開始の日 (53) 牛の飼養の施設及び開始の日 (54) 牛の飼養の施設及び開始の日 (55) 牛の飼養の施設及び開始の日 (56) 牛の飼養の施設及び開始の日 (57) 牛の飼養の施設及び開始の日 (58) 牛の飼養の施設及び開始の日 (59) 牛の飼養の施設及び開始の日 (60) 牛の飼養の施設及び開始の日 (61) 牛の飼養の施設及び開始の日 (62) 牛の飼養の施設及び開始の日 (63) 牛の飼養の施設及び開始の日 (64) 牛の飼養の施設及び開始の日 (65) 牛の飼養の施設及び開始の日 (66) 牛の飼養の施設及び開始の日 (67) 牛の飼養の施設及び開始の日 (68) 牛の飼養の施設及び開始の日 (69) 牛の飼養の施設及び開始の日 (70) 牛の飼養の施設及び開始の日 (71) 牛の飼養の施設及び開始の日 (72) 牛の飼養の施設及び開始の日 (73) 牛の飼養の施設及び開始の日 (74) 牛の飼養の施設及び開始の日 (75) 牛の飼養の施設及び開始の日 (76) 牛の飼養の施設及び開始の日 (77) 牛の飼養の施設及び開始の日 (78) 牛の飼養の施設及び開始の日 (79) 牛の飼養の施設及び開始の日 (80) 牛の飼養の施設及び開始の日 (81) 牛の飼養の施設及び開始の日 (82) 牛の飼養の施設及び開始の日 (83) 牛の飼養の施設及び開始の日 (84) 牛の飼養の施設及び開始の日 (85) 牛の飼養の施設及び開始の日 (86) 牛の飼養の施設及び開始の日 (87) 牛の飼養の施設及び開始の日 (88) 牛の飼養の施設及び開始の日 (89) 牛の飼養の施設及び開始の日 (90) 牛の飼養の施設及び開始の日 (91) 牛の飼養の施設及び開始の日 (92) 牛の飼養の施設及び開始の日 (93) 牛の飼養の施設及び開始の日 (94) 牛の飼養の施設及び開始の日 (95) 牛の飼養の施設及び開始の日 (96) 牛の飼養の施設及び開始の日 (97) 牛の飼養の施設及び開始の日 (98) 牛の飼養の施設及び開始の日 (99) 牛の飼養の施設及び開始の日 (100) 牛の飼養の施設及び開始の日

5 生産情報公表農産物のJAS規格について

(1) 規格の内容

生産情報公表農産物のJAS規格は、生産情報公表農産物の生産の方法及び表示の基準を規定している。

- ① 生産の方法の基準
農産物の生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録・保管し、事実に応じて公表する。

- ② 表示の基準
「生産情報公表農産物」という名称、及び生産情報の公表の方法（ファックス番号、ホームページアドレス等、生産情報を表示していること。容器包装等に表示していること。）

【生産情報公表農産物で公表する生産情報】

- (1) 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) ほ場等の所在地
- (3) 収穫期間
- (4) 農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (5) 特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (6) 肥料の種類及び施用量
- (7) 土壌改良資材の種類及び施用量
- (8) 生産者が使用したその他の生産資材の名称及び目的

- ※1 (1) について、認定生産行程管理者の情報を公表する場、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所 (4)～(7) について、複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付し、そのほ場等に使用された資材の使用回数、施用量が異なる場合には、その最大値及び最小値

【表示例（容器、包装、農産物に近接した掲示等）】

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん（生産情報公表農産物）
〇〇県産

生産情報の公表の方法 <http://www.???.co.jp>



登録認定機関

③ 削減割合の公表等
 生産情報公表農産物の第5条及び第6条において、化学合成農薬及び化学肥料の削減割合を公表及び表示する場合の規定を定めている。

【生産情報公表農産物で削減割合を公表する場合】

生産情報公表農産物のJAS規格で定める生産情報に加えて、

- <化学合成農薬削減割合>
 (1) 化学合成農薬削減割合 (地方公共団体の使用回数)
 (2) 平均使用回数 (地方公共団体の使用回数)
 (3) 平均使用回数を定めた地方公共団体の名称

- <化学肥料削減割合>
 (1) 化学肥料削減割合 (地方公共団体で定める化学肥料の窒素成分量)
 (2) 平均窒素成分量 (地方公共団体の名称)
 (3) 平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称
 (4) 化学肥料の窒素成分量

【表示例 (容器、包装、農産物に近接した掲示等)】

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん (生産情報公表農産物) ○○県産
 化学合成農薬削減割合：0割 (対○県平均使用回数比)
 化学肥料削減割合：0割 (対○県平均窒素成分量比)

生産情報の公表の方法 <http://www.???.co.jp>



登録認定機関